

税法③④⑤⑥

国税

(譲渡所得・印紙税・登録免許税・贈与税)

○×式確認問題

【問題】

* 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

【国税】

* 譲渡所得 *

- 1 譲渡した年の1月1日において所有期間が10年を超える居住用財産を譲渡した場合に、その譲渡した時に、その居住用財産を個人の居住の用に供していない場合は、居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除の適用を受けることができない。
- 2 譲渡した年の1月1日において所有期間が10年を超える居住用財産について、株式を50%以上有している会社に対して譲渡した場合には、居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用することができる。
- 3 譲渡した年の1月1日において所有期間が10年以上の居住用財産について、居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除の適用を受ける場合であっても、特別控除後の譲渡益について、居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例を適用することができる。

* 印紙税 *

- 1 「Aの所有する土地(価格3,000万円)とBの所有する土地(価格3,500万円)とを交換し、AはBに差額を支払う」旨を記載した土地交換契約書を作成した場合、印紙税の課税標準となる当該契約書の記載金額は3,500万円である。
- 2 国が個人に土地を売却する際において国と共同で作成した売買契約書で、国が保存するものについては印紙税が課税されない。

- 3 本契約書を後日作成することを文書上で明らかにした、土地を5,000万円で譲渡することを証した仮契約書にも、印紙税は課される。
- 4 当初作成した土地の賃貸借契約書において記載されていなかった「契約期間」を補充するために「契約期間は15年とする」旨を記載した覚書を作成した。当該覚書には印紙税は課されない。

*** 登録免許税 ***

- 1 住宅用家屋の所有権移転登記に係る登録免許税の税率の軽減措置は、従業員の社宅として取得した法人が受ける登記に対しても、適用される。
- 2 住宅用家屋の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置の対象となる住宅用家屋は、床面積が40㎡以上で、その住宅用家屋を取得した個人の居住の用に供されるものに限られる。
- 3 住宅用家屋の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、その住宅用家屋の取得後1カ月以内に所有権の移転登記をしなければならない。

*** 贈与税 ***

- 1 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例は、60歳以上の父母又は祖父母から住宅用家屋の贈与を受けた場合に適用される。
- 2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例は、受贈者が住宅取得等資金の贈与を受けた年の1月1日において18歳以上であれば適用される。